

別表八(一)付表 「受取配当等の額の明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が内国法人から受ける配当金等の額について法第 23 条((受取配当等の益金不算入)) (措置法第 67 条の 6 第 1 項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は平成 27 年改正前の法第 23 条((受取配当等の益金不算入)) (平成 27 年改正前の措置法第 67 条の 6 第 1 項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例))の規定の適用により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「完全子法人株式等」の各欄	完全子法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係があった場合（当該内国法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資（その支払を受ける配当等の額が法第 24 条第 1 項又は平成 27 年改正前の法第 24 条第 1 項の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資）をいいます。	左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（令第 22 条の 2 第 2 項各号又は平成 27 年改正前の令第 22 条の 2 第 2 項各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。
「関係法人株式等又は関連法人株式等」の各欄	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 関係法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（その配当等の額が平成 27 年改正前の法第 24 条第 1 項（同項第 3 号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）以前 6 月以上（当該他の内国法人が当該効力が生ずる日以前 6 月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該効力が生ずる日まで）引き続き有している場合等、平成 27 年改正前の令第 22 条の 3 第 1 項各号に定める場合における当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。 (2) 当期が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度で	左記(2)の「計算期間」と

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	ある場合 関連法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	は、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（令第22条の3第2項各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が法第24条第1項（同項第3号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）までの期間をいいます。
「その他株式等」の各欄	「完全子法人株式等」、「関係法人株式等又は関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式又は出資に係る配当等について記載します。	
「非支配目的株式等」の各欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載します。 この場合の非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が法第24条第1項（同項第3号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）において有する場合における当該他の内国法人の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	平成27年4月1日前に開始した事業年度については、記載を要しません。
「関係法人株式等又は関連法人株式等」の「効力発生日までの保有期間又は受取配当等の額の計算期間」	次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる期間を記載します。 (1) 当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合 効力発生日までの保有期間 (2) 当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合 受取配当等の額の計算期間	
「受取配当等の額1」、「受取配当等の額2」、「受取配当等の額6」及び「受取配当等の額12」	当期に受ける法第23条第1項（措置法第67条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合があります。）に規定する配当等の額若しくは法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額又は平成27年改正前の法第23条第1項（平成27年改正前の措置法第67条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合があります。）に規定する配当等の額若しくは平成27年改正前の法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除きます。 (2) 法第24条又は平成27年改正前の法第24条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		欄として記載し、その発 生理由を付記してくだ さい。
「左のうち益金の額に算入される 金額 3」、「左のうち益金の額に算 入される金額 7」及び「左のうち 益金の額に算入される金額 13」	法第 23 条第 2 項（措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定によ り読み替えて適用する場合を含みます。）又は法第 23 条第 3 項の規定により計算した金額を記載します。	法第 23 条第 2 項の規定 により計算した金額につ いては、その金額の計算に 関する明細を別紙に記載 して添付してください。
「本店の所在地（証券投信にあって は、特定株式投信・外貨建等投信・ その他投信の別） 5」及び「受取 配 当 等 の 額 （ そ の 収 入 額 × $\frac{100, 50 \text{又は} 25}{100}$ ） 6」	平成 27 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において、証券 投資信託（公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建 等証券投資信託を除きます。）の収益の分配がある場合に は、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 特定株式投資信託 「5」に「特定株式投信」と記載し、「6」には $\frac{100}{100}$ に相当 する金額を記載します。 (2) 特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託 「5」に「外貨建等投信」と記載し、「6」には $\frac{25}{100}$ に相当 する金額を記載します。 (3) 上記(1)及び(2)以外の証券投資信託 「5」に「その他投信」と記載し、「6」には $\frac{50}{100}$ に相当 する金額を記載します。	公社債投資信託、外国投 資信託及び特定外貨建等 証券投資信託については、 記載の必要はありません。 平成 27 年 4 月 1 日以後 に開始する事業年度にお いて支払を受ける特定株 式投資信託の収益の分配 については、「非支配目的 株式等」の各欄に記載し ますので、「その他株式等」 の各欄には記載しないで ください。
「本店の所在地 9」	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、措 置法第 67 条の 6 第 1 項に規定する特定株式投資信託の収 益の分配がある場合の当該特定株式投資信託については、 「9」に「特定株式投信」と記載します。 このとき、「基準日 10」及び「保有割合 11」は記載を要 しません。	
「保有割合 11」	法第 23 条第 7 項に規定する他の内国法人から受ける同 条第 1 項に規定する配当等の額の支払に係る基準日におい て有する当該他の内国法人の株式又は出資のうちに令第 22 条の 3 の 2 第 2 項（非支配目的株式等の範囲）に規定する 短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有 していないものとして記載します。	

3 根拠条文

法 23、24、平成 27 年改正前の法 23、24、平成 27 年改正法附則 21、23、25、72、平成 19 年改正前の法 23、
平成 19 年改正法附則 34、令 19～23、平成 27 年改正前の令 19～20 の 2、22～23、平成 27 年改正令附則 2、
5、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 8、規則 8 の 4、8 の 5 の 2、平
成 27 年改正前の規則 8 の 4、措置法 67 の 6、67 の 7、平成 27 年改正前の措置法 67 の 7